

# 16

## 部活動について



# 学習指導要領における「部活動」の位置付け

中学校学習指導要領(2017年3月改訂、2021年度全面実施)－抜粋－

## 第1章 総則

### 第5 学校運営上の留意事項

#### 1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

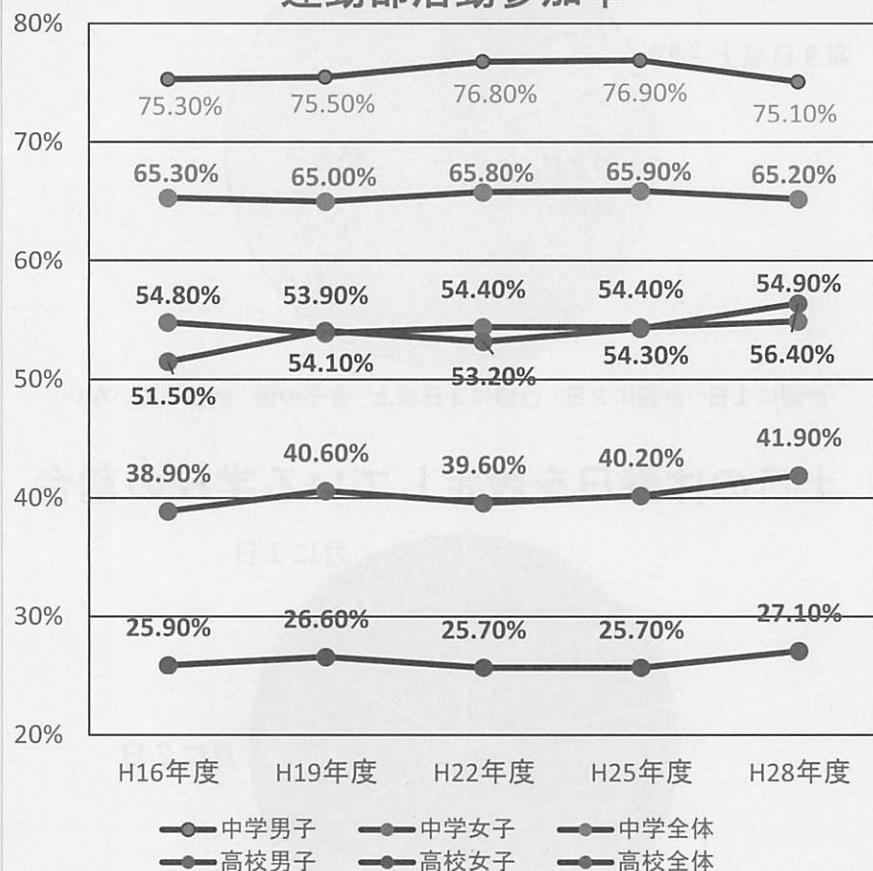
ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようするものとする。

※高等学校学習指導要領（2018年3月改訂、2022年度入学生より年次進行で実施）においても同内容記載。

# 生徒の運動部活動等への参加状況

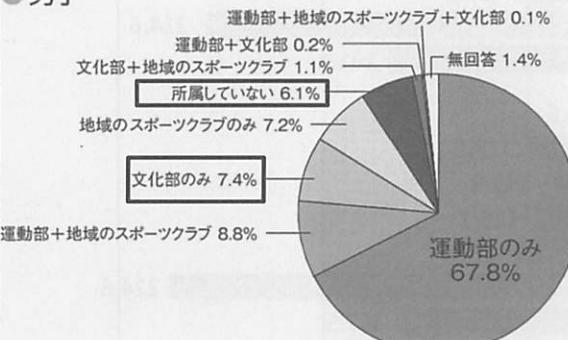
- 運動部活動等への参加率は、中学・高校ともに横ばいの傾向。
- 中学2年女子の4割弱が運動部や地域スポーツクラブに所属していない。  
一方で、それら女子の求める参加条件は「嗜好・興味」「マイペース」「適度な練習日数・時間」が挙げられている。

運動部活動参加率

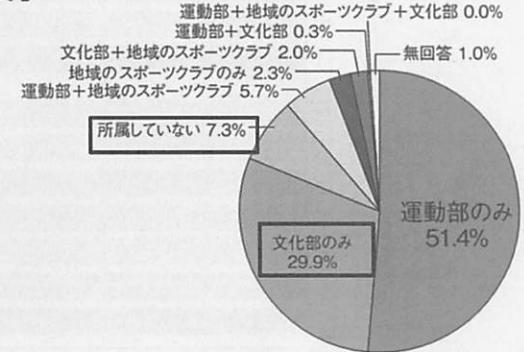


部活動等の所属内訳(中学2年生)

● 男子



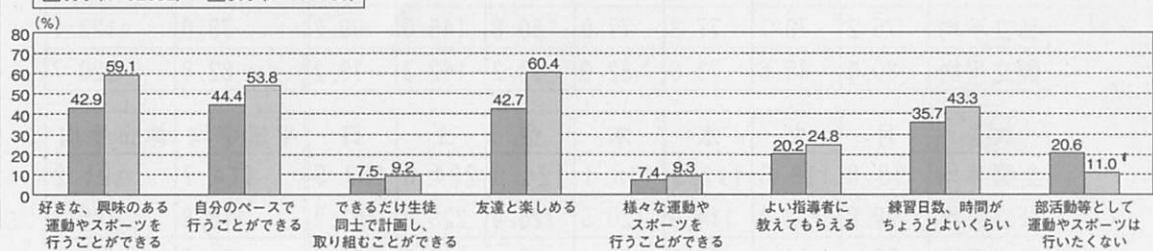
● 女子



(出典)スポーツ庁「平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

運動部等に所属しない人が求める参加条件(中学2年生)

■ 男子(n=62632) □ 女子(n=177169)



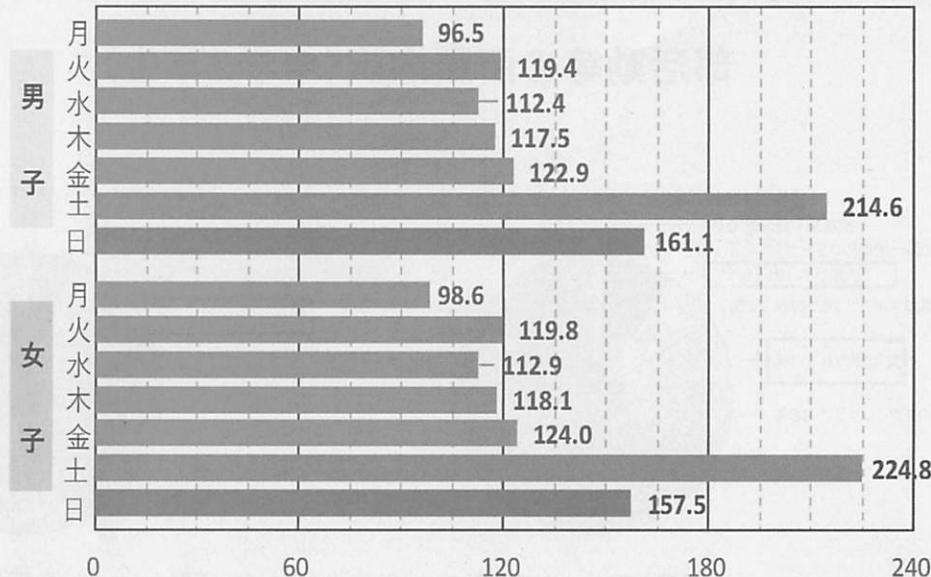
(出典)学校基本調査並びに(公財)日本中学校体育連盟、(公財)全国高等学校体育連盟及び(公財)日本高等学校野球連盟の調査を基にスポーツ庁において作成

(出典)スポーツ庁「平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

# 中学校部活動の活動状況

- 中学校の1週間の活動時間は、平日で2時間程度、休日で3時間前後。
- 1週間に休養日を設けていない中学校の割合は11.2%。また、1ヶ月間に土日に休養日を設けていない中学校の割合は21.7%。

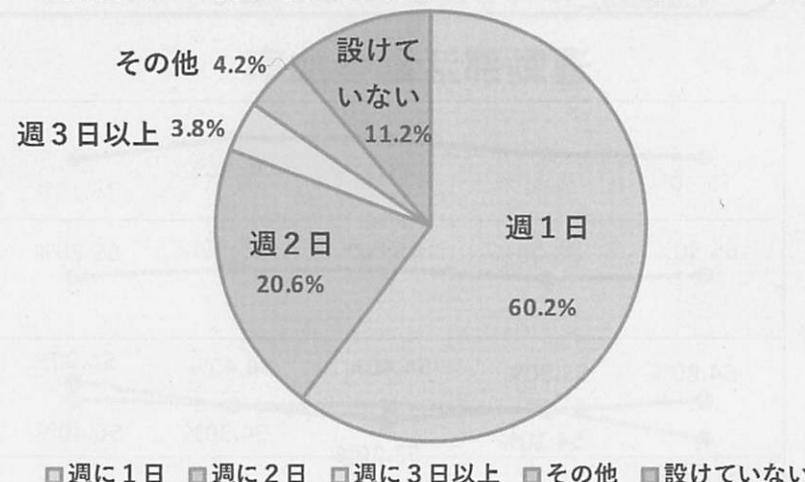
曜日別運動部活動実施時間（中学2年）



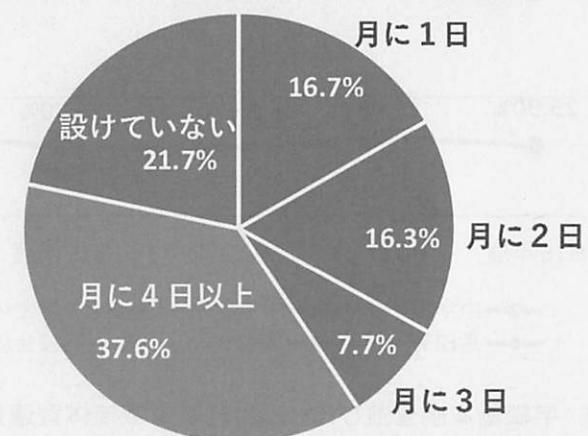
性別	月	火	水	木	金	土	日	平日平均	休日平均
全国平均	96.5	119.4	112.4	117.5	122.9	214.6	161.1	113.7	187.9
公立平均	97.6	121.6	114.4	119.7	125.1	218.4	164.8	115.7	191.6
私立平均	75.2	78.7	77.3	77.9	80.8	145.0	99.2	78.0	122.1
国立平均	80.5	85.6	73.0	82.0	93.2	162.3	79.2	82.8	120.7
女子	月	火	水	木	金	土	日	平日平均	休日平均
全国平均	98.6	119.8	112.9	118.1	124.0	224.8	157.5	114.7	191.2
公立平均	99.9	122.3	114.9	120.5	126.4	228.9	161.7	116.8	195.3
私立平均	75.1	74.1	77.7	74.1	80.1	149.5	88.0	76.2	118.8
国立平均	78.4	81.4	68.3	78.7	89.3	152.6	57.0	79.2	104.8

(出典)スポーツ庁「平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

部活動の休養日を設定している学校の割合



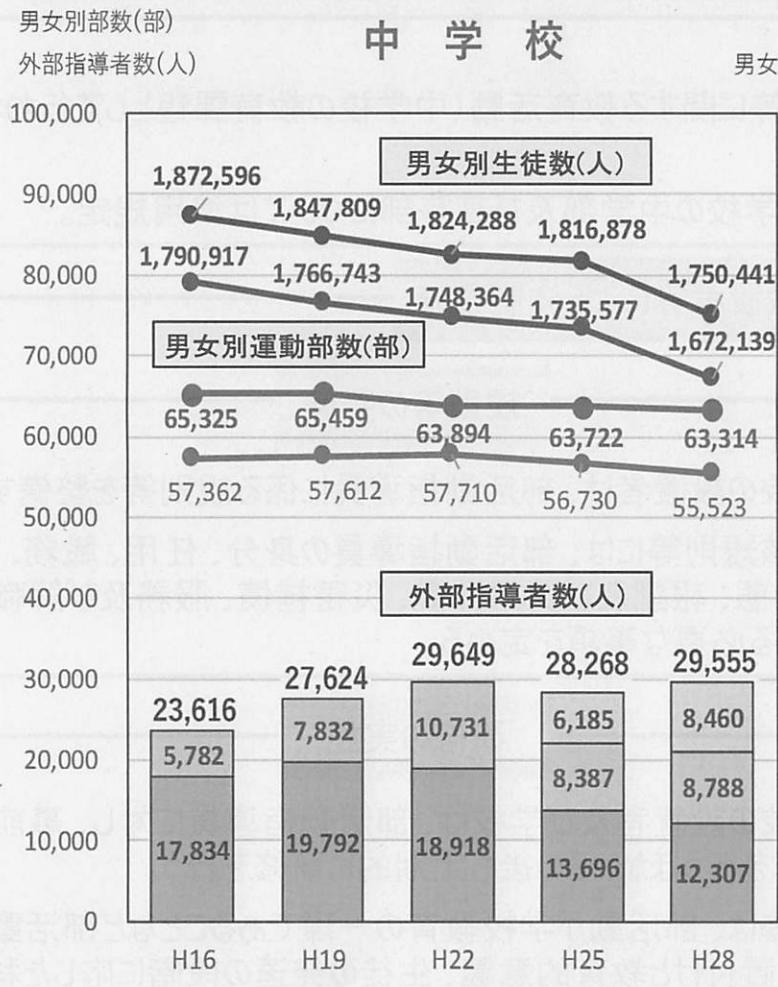
土日の休養日を設定している学校の割合



■月に1日 ■月に2日 ■月に3日 ■月に4日以上 ■設けていない

# 中学校における運動部の設置状況及び顧問教員の競技経験

- 中学校生徒数は、少子化に伴い年々減少しているが、運動部の設置数は横ばい。
- 9割弱の中学校が、全教員を部活動顧問に当てている。
- 顧問教員の約5割は、担当競技の競技経験がなく、必ずしも質の高い実技指導が行えていない。



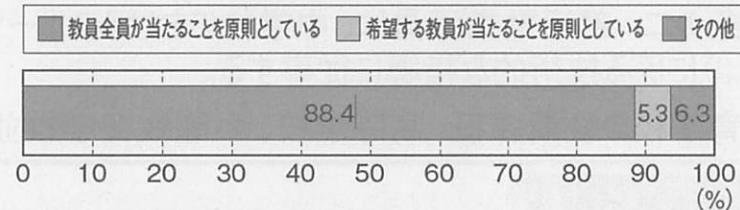
男女別生徒数(人)

中 学 校

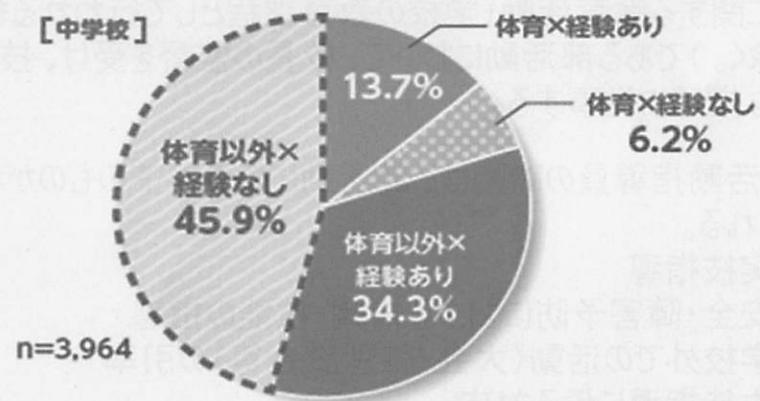
男女別生徒数(人)

外部指導者数(人)

中学校部活動顧問教員の配置状況



教員の担当教科と運動部顧問担当競技の競技経験



(出典)学校基本調査並びに(公財)日本中学校体育連盟の調査を基にスポーツ庁において作成

## 部活動指導員の概要

- 学校教育法施行規則を改正し、部活動の技術的な指導や大会への引率等を行うことを職務とする部活動指導員を制度化（平成29年4月1日施行）。

### 学校教育法施行規則(抜粋)

第七十八条の二 部活動指導員は、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（中学校の教育課程として行われるもの）を除く。に係る技術的な指導に従事する。

※義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中学校部及び高等部については準用規定。

### 部活動指導員の職務

- (1) 部活動指導員は、学校の教育計画に基づき、生徒の自主的、自発的な参加により行われるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるもの）を除く。である部活動において、校長の監督を受け、技術的な指導に従事する。
- (2) 部活動指導員の職務は、部活動に係る以下のものが考えられる。
  - 実技指導
  - 安全・障害予防に関する知識・技能の指導
  - 学校外での活動（大会・練習試合等）の引率
  - 生徒指導に係る対応
  - 事故が発生した場合の現場対応 等
- (3) 校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

### 学校設置者等による体制整備

#### 規則等の整備

- 学校の設置者は、部活動指導員に係る規則等を整備する。
- 当該規則等には、部活動指導員の身分、任用、職務、勤務形態、報酬及び費用弁償、災害補償、服務及び解職に関する必要な事項を定める。

#### 研修の実施

- 学校の設置者及び学校は、部活動指導員に対し、事前に研修を行うほか、その後も定期的に研修を行う。
- 研修は、部活動が学校教育の一環であることなど部活動の位置付けと教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、生徒の人格を傷つける言動や体罰の禁止等について、十分に理解させるものとする。

# 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン【概要】

平成30年3月 スポーツ庁

## ガイドライン策定の趣旨等

- 少子化の進展等の中、運動部活動を持続可能なものとするため、速やかに抜本的な改革に取り組む。
- 生徒に望ましいスポーツ環境を構築する観点に立ち、知・徳・体の「生きる力」を育み、バランスのとれた心身の成長と学校生活等を重視し、地域・学校等に応じた多様で最適な形での実施を目指す。
- 義務教育の中学校を主な対象とし、高等学校も原則適用（多様な教育が行われている点に留意）。

## 1 適切な運営のための体制整備

### (1) 運動部活動の方針の策定等

- 都道府県は「運動部活動の在り方に関する方針」を、学校の設置者は「設置する学校に係る運動部活動の方針」を、校長は、毎年度の「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定。
- 運動部顧問は、年間及び毎月の活動計画並びに活動実績を作成。校長は、活動方針とともに公表。

### (2) 指導・運営に係る体制の構築

- 校長は、学校全体の適切な校務分掌等に留意して、運動部活動の適切な指導・運営管理体制を構築し、適正な数の運動部を設置。また、各運動部の活動内容を把握の上、適宜、指導・是正。
- 学校の設置者は、部活動指導員を積極的に任用・配置。運動部顧問及び管理職対象の研修を実施。

## 2 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- 校長及び運動部顧問は、「運動部活動での指導のガイドライン(H25年5月文部科学省)」に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰等の根絶を徹底（学校の設置者等は、支援及び指導・是正）。
- 中央競技団体は、運動部活動での効率的・効果的な科学的トレーニングの指導手引を作成・公開。
- 運動部顧問は、指導手引を活用し、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を実施。

## 3 適切な休養日等の設定

- ジュニア期のスポーツ活動時間に関する医・科学的観点も踏まえ、以下を基準とする。
  - ・ 学期中は週当たり2日以上の休養日（平日1日、土日1日以上）
  - ・ 長期休業中は学期中に準じた扱いを行うとともに、長期休養（オフシーズン）を設ける。
  - ・ 1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度。
- ↗ (右上へ続く)

↓ (3の続き)

- 都道府県、学校の設置者及び校長は、基準を踏まえた休養日・活動時間等を設定し、運用を徹底。

## 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

### (1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置

- 校長は、生徒の多様なニーズに応じた活動ができる運動部を設置（季節ごとに異なるスポーツを行う活動、レクリエーション志向で行う活動、体力つくりを目的とした活動等）。
- 地方公共団体は、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれないよう、合同部活動等の取組を推進。

### (2) 地域との連携等

- 地方公共団体等は、学校や地域の実態に応じ、スポーツ団体、保護者及び民間事業者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した地域のスポーツ環境を整備。社会教育活動への学校体育施設開放を推進。
- スポーツ団体は、地方公共団体等と連携し、学校と地域が協働・融合した地域のスポーツ環境の充実を推進。また、部活動指導員の任用・配置及びスポーツ指導者の質の向上に関する取組に協力。

## 5 学校単位で参加する大会等の見直し

- 日本中学校体育連盟は、主催大会の参加資格や運営の在り方等を速やかに見直し。
- 都道府県中学校体育連盟及び学校の設置者は、学校が参加する大会の全体像を把握した上で、大会数の上限の目安等を策定。校長は、各運動部が参加する大会等を精査。

## 終わりに

- 地方公共団体は、長期的に、学校単位の運動部活動に代わりうる生徒のスポーツ活動の機会の確保・充実方策に係る検討が必要。

# 平成31年度概算要求「運動部活動改革プラン」

(前年度予算額：80,048千円)

31年度概算要求額：106,000千円

## 概要

「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月）を踏まえた運動部活動に関する実践・調査研究を行い、各学校において持続可能な運動部活動が行われるよう、研究結果を周知・普及させる。

## 事業内容

### 運動部活動の在り方に関するアドバイザリー会議の開催等

外部有識者による実践・調査研究の実施状況の把握及び実施結果の周知・普及

### 持続可能な運動部活動の体制整備に関する実践研究

運動部活動のニーズの多様化等に対応するため、以下の課題に関する実践・調査研究を実施

（地方公共団体や法人格を有する団体に委託：20地域）

#### ニーズの多様化 「ゆるスポ」等

【課題】  
適度な活動量や強度を望む生徒への対応、少子化に伴う部員の減少

【期待される効果】  
多様な運動機会の充実による運動習慣の形成、地域単位での部活動の枠組みの創成

#### 地域との協働・融合

【課題】  
顧問教員の負担軽減、生徒のスポーツ環境の確保

【期待される効果】  
「学校部活動」から「地域活動」への一部移行により、生徒の総運動時間を確保しつつ、「学校部活動」の活動時間を抑制

#### 学校医・産婦人科医等との連携

【課題】  
長時間活動のは是正、女子成長期におけるスポーツ活動への理解促進

【期待される効果】  
科学的トレーニングの導入による効率的・効果的な活動、障害・外傷予防、女子の運動参加への促進

#### 競技大会の参加・運営の在り方

【課題】  
引率教員の負担軽減、大会数の増に伴う活動量の増、合同チームの参加

【期待される効果】  
競技大会の運営や開催数の適正化、教員の負担軽減

#### 企業等との連携

【期待される効果】  
企業等との連携による質の向上

【実証事例（案）】  
・民間資金（スポンサー）を活用した運動部活動の運営  
・プロチームとの業務提携による運動部活動の運営

など

各学校における持続可能な運動部活動の実施